

# 防災行政無線などの情報伝達訓練を実施します

お問い合わせ 総務課 総務係（16番窓口） ☎ 64-1108

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、湯浅町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

（1）訓練実施日時 11月29日（火） 11：00ごろ

（2）訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	町内49か所に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】上りチャイム音 + 「これは、テストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさいゆあさです。」+ 下りチャイム音



（※） Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

## 浄化槽の適正管理について

お問い合わせ 住民環境課 環境係（8番窓口） ☎ 64-1102

浄化槽は汚水を微生物により浄化しているので、いわば生物です。ですから、人間のように日頃から健康管理をして定期的に健康診断を受ける必要があります。



全ての浄化槽は、浄化槽法で年に1回検査が義務付けられています。この法定検査は、浄化槽の機能が正常に働いているかなどを判断するために行う検査です。

浄化槽の保守点検は、浄化槽の正常な機能を維持し、異常や故障を早期に発見するための予防措置です。これらの点検は、一般家庭で毎年4回程度行います。

浄化槽の清掃は、通常毎年1回浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや各装置、槽内の掃除等を行います。汚泥等が浄化槽内に多くなると浄化槽の機能が正常に維持されず、異常が発生することがあります。

法定検査、保守点検、清掃は水質を守るとともに、悪臭や故障から浄化槽を守るためには絶対に必要です。湯浅町の水質を守るためにもぜひお願いします。

浄化槽や点検、清掃についてご不明な場合は、住民環境課環境係までお問い合わせください。

## 湯浅町駅前連絡所（駅前多目的広場内）をご利用ください！

### ■どんな業務をしているの…？

- 住民票の交付 ●印鑑登録証明書の交付
- 所得課税証明書、非課税証明書の交付
- ふるさとまちづくり寄附金の受付 など

### ■休所日・業務時間は…？

- 休所日/土曜日・日曜日・祝日 ●業務時間/8時30分～17時
- ※駅前多目的広場（観光案内・レンタサイクル）は年中無休（年末年始のぞく）でご利用できます。

### ■住所・電話番号

- 湯浅町大字湯浅1077番地6（駅前多目的広場内）
- ☎63-4123

